

交通事故裁判における刑事処分への法医学的アプローチ

代表研究者 新潟大学大学院法医学分野教授 山内春夫
共同研究者 同 准教授 出羽厚二
同 同 研究生 舟山一寿
同 新潟大学医学部 学生 樋口涼子

まとめ

交通事故の刑事処分は、従来は、「業務上過失致死傷(刑法 211 条)」のみで行われてきたが、「危険運転致死傷(刑法 208 条第 2 項)」や「自動車運転過失致死傷(刑法 211 条第 2 項)」による重罰化が実現しているが、他の刑法犯に比べてその重罰科が突出しているようにもみえる。また、その適用にもばらつきが目立っており、適用されなかった被害者や家族からの不満も多い。適用の適正化や刑罰の妥当性をみるためには、判決文の全文や事故状況の詳細などの情報収集がさらに必要ということがわかった。また、交通事故の歴史や刑罰の変遷についての資料が乏しく、特に、明治時代から昭和前半の研究の必要性が感じられた。

1. 研究の目的

2001年12月から施行された「危険運転致死傷(刑法第 208 条第 2 項)」による裁判結果をできるだけ多く集め、同時に、現刑法の施行された明治 40 年以降の交通事故の刑事処分の判例について、歴史的な考察を行い、日本における交通事故に対する刑事処分の実態を明らかにする。

2. 研究の方法、経過

2-1「危険運転致死傷」の裁判結果

「危険運転致死傷罪の捜査要領(交通実務研究会編:立花書房:2003 年)」(以下「捜査要領」と略)、「危険運転致

死傷罪の総合的研究(交通法科学研究会編:日本評論社:2005 年)」「以下「総合的研究」と略)、「法律情報データベース LEX/DB Internet」(以下「LEX/DB」と略)及び「G サーチ」等により、判例及び事例検索を行った。

2-2 法医解剖例の裁判結果

新潟大学で1980年(昭和55年)以降に行われた交通事故の法医解剖例について、データベース化を行ってきた。このデータベースの事例を十分に検討して、危険運転致死罪の適用や、今後の刑事処分の判断に役立つポイントをはっきりさせるための検討を行った。

2-3 刑事処分の歴史的考察

民間の判例データベース等を利用して、明治以降の交通事故の刑事処分について、その処分結果、歴史的変遷を中心に、事故状況、損傷の種類と程度、死因、損害賠償などのデータを収集した。

3. 研究の成果

3-1 「危険運転致死傷」

3-1-1「危険運転」の裁判例

「捜査要領」には、167 例の事例があり、「総合的研究」には 137 例の事例があり、このうち、48 例が重複しているので、両者で 256 例の事例となる。「LEX/DB」では 63 例が検索できたが、39 例は上記の 256 例に含まれており、新たな事例は 24 例で合計 280 例とな

った。さらに、他の方法でみつかった24例を加えて2006年8月までの304例の裁判例が確認できた。

3-1-2「危険運転」の検挙数と起訴数

2002年から2005年の4年間の警察の検挙数は1179件で、年度別にみると、2002年が322件、2003年が308件、2004年が270件、2005年が279件であった。検察官の起訴数をみると、2002年が311件、2003年が332件、2004年が316件、2005年が302件であり、2003年以降は起訴数が検挙数を上回っており、捜査途中での訴因変更が多いことが窺えた。このうち、致死事件の検挙数は215件であり、2002年が54件、2003年が71件、2004年が38件、2005年が52件であった。

3-1-3「危険運転」の裁判結果

2002年から2006年(8月末まで)の4年8月の間の致死事件の判決数を裁判所の資料でみると206件で、年度別にみると、2002年が29件、2003年が55件、2004年が50件、2005年が42件、2006年が30件であった。

判決結果をみると、懲役20年以下が4件、15年以下が5件、10年以下が15件、7年以下が49件、5年以下が99件、3年が19件、2年以上が13件、不明が2件であった。この資料からは、この事故状況などがわからず、判決文の検討が必要と考えた。

3.2 法医解剖例の裁判結果

新潟大学で1980年(昭和55年)

以降に行われた交通事故の法医解剖例について、データベース化を行っている。このうち、1980年から2001年までの22年間における、261件の交通事故事例の刑事処分結果をみると、実刑判決が35件(13.4%)、執行猶予判決が46件(17.6%)、罰金刑が60件(23.0%)であった。ここでは、死亡轢き逃げ事故や飲酒運転による事故、複

数の死亡例等も多く含まれているにもかかわらず、全体として、予想以上に軽すぎたことが示されている。また、新潟では、危険運転致死傷の法医解剖例はない。

3-3 刑事処分の歴史的考察

3-3-1 旧刑法による刑事処分

旧刑法では、「過失殺傷の罪(第317条-第319条)があった。佐々木烈著「日本自動車史-2(三樹書房)」によると、明治36年10月5日に京都市で発生した軽傷事故で、運転者に罰金10円の判決がでたのが最初の自動車事故への刑事処分とされている。明治38年10月28日に堺市でバスが幼女を轢いた日本最初の死亡事故では、運転手と車掌の両名に罰金50円ずつが命じられていた。

3-3-2 現刑法による刑事処分

明治41年施行の現刑法の、「業務上過失致死罪(刑法第211条)」は、最初は、「3年以下の禁錮又は1千円以下の罰金」であった。昭和43年改正から「5年以下の懲役又は禁錮」となっているが、その契機の一つとして、昭和36年に新潟県内で起こった母子死亡轢き逃げ事件があり、ここではその悪質性から殺人罪が適用され、懲役5年の判決となり、東京高裁で確定している。罰金は、昭和24年に「5万円以下」、昭和47年に「20万円以下」、平成3年に「50万円以下」、平成18年に「100万円以下」となっている。

3-3-3 危険運転致死傷罪

2001年11月28日の刑法改正で、「危険運転致死傷罪」が定められ、同年12月25日施行された。ここでは、「致傷」は「10年以下の懲役」、「致死」は「1年以上の有期懲役(15年以下)」であった。さらに、2004年施行の刑法改正で、「致傷」は「15年以下の懲役」、「致死」は「1年以上の有期懲役(20年以下)」となった。重罰化が実現された

が、適用にばらつきがあり、適用されなかった被害者や家族からの不満も多いようである。

3-3-4 自動車運転過失致死傷罪

2001年11月28日の刑法改正で、「業務上過失致死罪」のうち、自動車事故に関して、刑法第211条第2項で、「自動車を運転して前段前項の罪を犯した者は、傷害が軽い時は、情状により、その刑を免除することができる」とされた。2007年6月12日施行の刑法改正で、「自動車運転過失致死傷罪(刑法第211条第2項)」が定められ、「7年以下の懲役又は禁錮、100万円以下の罰金」となった。

4. 今後の課題

2001年12月から施行された「危険運転致死傷」による裁判結果をできるだけ多く集めようとしたが、LEX/DBなどのインターネット検索には限界があった。また、これらの方法では、事故状況等の詳細がはっきりしないものが多かった。

「危険運転致死傷罪」によって、重罰化が実現したが、他の刑法犯に比べてその重罰化が突出している感もある。また、その適用にもばらつきが目立っており、適用されなかった被害者や家族からの不満の声も多いようである。適用の適正化や刑罰の妥当性をみるためには、この「危険運転致死傷罪」の判決文及び事故状況をできるだけ多く集めて検討する必要がある、今後の課

題といえる。また、交通事故の歴史や刑罰の変遷の資料が乏しく、特に、明治時代から昭和前半にかけての研究の必要性を感じた。

5. 研究結果の公表方法

本研究は、平成15年(2003年度)の研究課題であったが、「危険運転致死傷(刑法第208条第2項)」の判例収集に時間を要したことと、その後の、刑法改正による重罰化の強化や、「自動車運転過失致死傷(刑法第211条第2項)」の新設等、法律やその適用が多く変化していることに目を奪われてしまい、研究報告が大幅に遅れてしまったことをお詫びする。

本研究の成果の一部は、2006年10月に開催された。「第28回日本法医学会中部地方会(三重県津市)」において、「危険運転致死傷罪判決における法適用と問題点」として発表した。今後、収集した資料をさらに分析検討するとともに、判決文の収集を行ってデータベースの完成を目指したい。今後も、日本法医学会や日本交通法学会、日本交通科学協議会などで発表並びに論文とする予定である。貴重な研究の機会を与えていただいたことに感謝しております。